

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項	行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料の徴収について
関連 条文	改正法 第 119 条
	条例 —
検討事項	行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に当たって、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の徴収について
影響範囲	(条例)
検討 (詳細)	<p>1 行政機関等匿名加工情報の提供制度について</p> <p>個人情報保護法の改正により、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工して匿名加工情報を民間事業者に提供する制度（ビッグデータの活用）が地方公共団体の機関に導入される。</p> <p>○ 匿名加工情報とは</p> <p>個人情報について、特定の個人が識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報</p> <p>○ 行政機関等匿名加工情報とは</p> <p>個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、<u>保有個人情報に行政機関情報公開法第 5 条第 1 号を除き同条第 2 号ただし書に規定するものを含む不開示情報が含まれる場合（地方公共団体が定める情報公開条例に規定する不開示情報においても同じ）、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外している。</u></p> <p>(1) 現状</p> <p>ア 匿名加工情報制度</p> <p>民間事業者については、現行の個人情報保護法により匿名加工情報制度が導入されている。</p> <p>イ 非識別加工情報の提供制度</p> <p>国の行政機関等については、行政機関個人情報保護法により非識別加工情報の提供制度が導入されている。</p> <p>※ <u>本県において非識別個人情報制度は導入していない。</u></p>

ウ 匿名加工情報と非識別加工情報の違い

個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「匿名加工情報」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「非識別加工情報」という別の名称が与えられている

(2) 法改正の内容

個人情報の定義を統一する結果、非識別加工情報も非個人情報となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の名称を「匿名加工情報」で統一する。

(改正個人情報保護法の個別条文に関する解説[令和3年6月時点暫定版]より)

法においては、従前の行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法とは異なり、行政機関等における「匿名加工情報」には、個人情報該当性が認められないこととなり、一般的な個人情報としての保護に関する規定が適用されないこととなる。これにより、法第69条第2項(利用及び提供の制限)の適用対象外となり、行政機関等の所掌事務の遂行に必要な範囲内で任意に利用し得ることとなることから、法第5章において、「匿名加工情報」の安全性を担保するための規律として、識別禁止行為の禁止等の規律が設けられている。

2 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等の流れ

[行政機関等] 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集

↓

[民間事業者] 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

↓

[行政機関等] 提案の審査

↓

[行政機関等 & 民間事業者] 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

[民間事業者] 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料の支払い

↓

[行政機関等] 行政機関等匿名加工情報の作成

3 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料の徴収について

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を提案し、その提案が審査基準に適合すると認められ、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長等と締結する者は、手数料（独立行政法人等の場合は利用料）を納めなければならない。

(1) 手数料の額

ア 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合 (改正法第 119 条第 3 項)

実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額

イ 作成した行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合 (改正法第 119 条第 4 項)

アの政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額

(2) 手数料の額の算定について

国の行政機関における手数料の徴収については、「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和 3 年 6 月時点暫定版]」より、次のとおりである。また、手数料の額については、現行の行政機関個人情報保護法における非識別加工情報の手数料の額を前提に政令で定めることとされた。

○ 行政機関等匿名加工情報を提供するためには、提案に応じて、行政機関等が個別に作業を行う必要が生じるため、本制度を利用しない者との間の負担の公平を図る観点から、適切な額の手数料を納めなければならないこととしている。

○ 具体的には、現行の行政機関個人情報保護法施行令においては、実費の内容として、提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、行政機関非識別加工情報の作成に要する費用等、行政機関等非識別加工情報の提供に要する費用が含まれ、以下の合計額を手数料としており、これを前提に、今後政令で定める。**【政令事項】**

- (1) 2 万 1,000 円（提案の審査、審査結果の通知、行政機関非識別加工情報の提供に要する事務費用）
- (2) 意見書の提出の機会を与える第三者一人につき 210 円
- (3) 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 3,950 円
- (4) 行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額

	<p>4 条例において定める額の検討について</p> <p>地方公共団体においては、「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額」を算定することとなり、「政令で定める額」は3(2)の記載のとおりである。</p> <p>「政令で定める額を標準として条例で定める額」について、地方自治法における考え方は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法においては、地方公共団体の手数料については、当該団体の判断で自由に条例で定めることができることを原則としつつ、<u>手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、政令で条例で定めなければならない手数料を徴収する事務及び金額の標準を定める。</u> <u>条例で政令と異なる定めをする場合には、当該事務に要する費用を基礎として、適正な金額を決定することが基本的な考え方ですが、当該団体の特殊事情や実費等の合理的な理由、事務の執行にあたって特別なコストが生じるというような具体的な理由が必要となります。</u>(地方財務実務大全より) <p>5 今後の対応</p> <p>政令で定める額が全国統一的な標準の額となることを踏まえて検討する。</p>
<p>関連情報</p> <p>個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」</p>	<p>(4) 匿名加工情報の提供制度の導入</p> <ol style="list-style-type: none"> 行個法には平成 28 年の法改正により、非識別加工情報の提供制度が設けられた。地方公共団体の条例においても非識別加工情報の提供制度を設けることとした例も見られるが、現状まだごく少数にとどまる。 「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮」するとの非識別加工情報の提供制度を設ける趣旨は、地方公共団体等が保有する個人情報についても基本的には及ぶものである。 しかし、<u>既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいことや、地方公共団体等において非識別加工に関する十分な知見を持った人材がいないこと</u>などから、非識別加工情報の提供制度の適正な運用の確保に対して懸念があるとの指摘がある。 以上を考慮し、<u>地方公共団体等についても、非識別加工情報（一元化後に「匿名加工情報」に統一）の提供制度について行個法と同等の規定を適用しつつ、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体等は任意で提案募集を実施することができる</u>とすることが適当である。

	<p>5. また、3. で述べたような課題を抱えている地方公共団体等において非識別加工情報の提供制度が円滑に実施されるためには、専門的見地からの支援を受けることができるようにする必要があると考えられることから、<u>非識別加工情報について加工基準を定め、制度運用について監視を行う個人情報保護委員会に対し、非識別加工情報に係る事務の実施にあたり必要な支援を求めることができることとすることが適当である。</u></p>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点暫定版）</p>	<p>(地方公共団体の機関における手数料について)</p> <p>○ <u>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する場合の手数料は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額としている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 「<u>実費を勘案して政令で定める額</u>」については、地方公共団体における運用等の状況も踏まえつつ、今後政令で定める。【政令事項】</p> </div> <p>○ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する場合の手数料は、実費を勘案し、地方公共団体の機関における行政機関匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の額として<u>条例で定める額を参酌し、地方独立行政法人が定めることとしている。</u>なお、当該手数料の額を定めた場合には、一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点暫定版）による「改正個人情報保護法の規律に関するQ & A」</p>	<p>1 匿名加工情報制度の導入</p> <p>6-1-1 手数料を条例で定める際にはどのようなことに留意すればよいか。</p> <p>【回答】</p> <p>政令で標準額が示されることから、<u>これと異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要となることに留意が必要です。</u></p>
<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令</p>	<p>第二十五条 法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、<u>二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。</u></p> <p>一 略</p> <p>二 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円</p> <p>三 行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）</p> <p>2 法第四十四条の十三第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の者 法第四十四条の九の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が<u>法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一</u></p>

	<p><u>の額</u></p> <p>二 法第四十四条の九（法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 <u>一万二千六百円</u></p> <p>3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、<u>個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。</u></p> <p>（略）</p>
<p>個人情報の保護に関する法律 （改正後の条文）</p>	<p>第二条</p> <p>6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて<u>特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの</u>をいう。</p> <p>一 第一項第一号に該当する個人情報 <u>当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること</u>（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 第一項第二号に該当する個人情報 <u>当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること</u>（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>（定義）</p> <p>第六十条</p> <p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。</p>

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

（手数料）

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。
- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。